

鳴門市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



自然とふれあい

笑顔がうずまく

子育てを始めるまち

なると

平成27年3月

目次

- 1 計画の基本的な考え方**
- 2 子ども・子育てを取り巻く現状**
- 3 計画の基本理念および施策の展開**
- 4 子ども・子育てを支える取り組み**
- 5 計画を推進するために**

1 計画の基本的な考え方

◆ 計画策定の趣旨と背景



国の動き

- ・平成15年制定
「次世代育成支援対策推進法」
- ・平成22年
「子ども・子育てビジョン」閣議決定
- ・平成24年
「子ども・子育て関連3法」制定

本市の動き

- ・平成17年度
「次世代育成支援対策行動計画」
- ・平成21年度
「後期計画」策定

☆平成26年度
「子ども・子育て支援事業計画」策定

少子化や教育・保育のニーズの多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境が変化する中、本市の抱える課題に向き合い、子育て・子育ちを社会全体で支援することを目的に、本計画を策定しました。

◆ 計画の法的根拠と位置づけ

- ・**根拠法：子ども・子育て支援法**（第61条）⇒市町村での策定義務化
- ・**次世代育成支援対策推進法**に基づく「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」の継承
- ・次世代育成支援対策推進法が、平成36年度まで延長されたことにもない、「**放課後子ども総合プラン**」を本計画内に位置づける

◆ 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年。毎年度、達成状況について確認を行うほか、平成31年度には見直しを行います。



☆ 子ども・子育て支援新制度の概要

◆『子ども・子育て支援新制度』とは、

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

子ども・子育て関連3法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付創設
2. 認定こども園制度の改善（認定こども園の推進）
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実
4. 市町村による計画策定、事業の実施
5. 社会全体による費用負担（消費税の引上げによる財源の確保）
6. 子ども・子育て会議の設置
7. 新制度は、平成27年4月から本格施行



◆保育認定について（保育の必要性の認定について）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が**認定基準**に基づき、**保育の必要性を認定**したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定基準：①就労や出産等での保育を必要とする事由、
②就労などを理由とする利用の場合の保育の必要量、
③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用

3つの認定区分

1号 認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
主な利用先 幼稚園、認定こども園

2号 認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
主な利用先 保育所、認定こども園

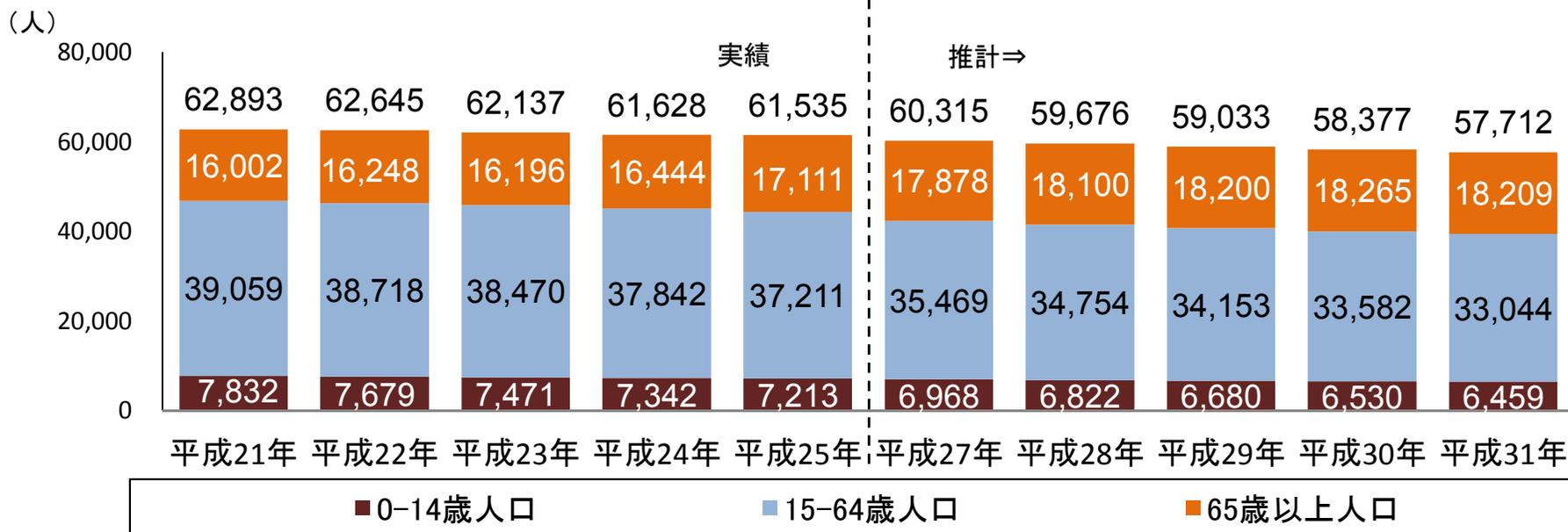
3号 認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
主な利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

2. 子ども・子育てを取り巻く現状

◆人口の推移・推計

総人口の推移は、年々減少する傾向となっています。
0～14歳の年少人口をみても年々減少しており、平成27年から平成31年までの人口推計でも同様の傾向となっています。



◆ 課題のまとめ

■ 多様化する教育・保育ニーズに対応する子育て支援

保育の質の向上や子育て支援の充実など、多様化するニーズに応えていく必要があります。

■ 子どもの健やかな育ちのための支援

出産までのサポートや親子の健康確保、子どもの年齢に応じた育児への支援が必要です。

■ すべての子どもや家庭への取り組み

支援を必要とする子どもや支援が行き届きにくい家庭についても必要なサポートをしていくことが重要です。

■ まちぐるみの子育て支援

父親の育児参加や、家庭と仕事の両立についても、企業をはじめ、まちぐるみでサポートすることが必要となっています。

■ 子どもの安全・安心な居場所の確保

歩道や施設だけでなく、災害時の対応や犯罪を未然に防ぐ取り組みなど、安全・安心に配慮した子育て環境づくりが求められています。

3 計画の基本理念および施策の展開

◆ 基本理念

第六次鳴門市総合計画（平成24～33年度）、次世代育成支援
対策行動計画において位置づけた政策とめざす姿
⇒「子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち なる」と



これまでの流れを継承し、子育て環境をより一層充実
していくことを目的に、基本理念を掲げます。

のびのびと
遊び、育つ
鳴門への愛着

自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち なる

笑顔などが
うずしおのように
次々と生まれる

鳴門の人だけ
でなく、「鳴門
においでよ」と
いう気持ち

◆ 基本的な視点

愛する子ども たちのために

子どもたちは
鳴門の希望、宝。
子どもたちの健やかな
育ちを保障していく

がんばっている 保護者の みなさんのために

子どもの成長を保護者と地
域がともに喜び合いながら、
まちぐるみで支援していく

子育てが不安な あなたのために

困ったときはもちろんのこと、
不安や負担を感じたときなど、
気軽に相談でき、サービスが
受けられる環境を整える

すべての子ども と家庭のために

特別な支援が必要な子ども、
共働き家庭、ひとり親家庭
など、すべての子どもとその
家族をサポートする

頼れるまちの みなさんとともに

本市では「子どものまち宣
言」をはじめ、子どもを支える
活動が様々に行われている。
今後もまちぐるみで、
子育てを考えていく

わたしたちの 鳴門だからこそ

自然文化、大学、市民活
動など、本市の特性を生かし、
子どもたちがのびのびと遊び、
成長できる環境
づくりを進める



◆ 施策の展開

基本理念

子育てを始めるまちになると
自然とふれあい笑顔がうずまく

取り組みの方向性

1 教育・保育環境の充実

2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

3 すべての子どもと家庭への支援

4 まちぐるみの子育て支援

5 安全・安心な子育て環境づくり

具体項目・推進施策

- ・小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み
- ・多様化する保育ニーズに応えるための取り組み
- ・放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

- ・妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み
- ・子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み
- ・食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み
- ・子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

- ・子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み
- ・子どもへの虐待を防止するための取り組み
- ・ひとり親家庭をサポートするための取り組み
- ・きめ細やかな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

- ・鳴門の力を活かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み
- ・子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

- ・親子にやさしい環境を整えるための取り組み
- ・子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

4. 子ども・子育てを支える取り組み

◆ 1 教育・保育環境の充実

小学校入学前の教育・ 保育の質の向上に つなげる取り組み

- ・幼稚園教諭・保育士等の
資質向上
 - ・保育所・幼稚園・認定こども
園・小学校の連携推進
 - ・鳴門教育大学との連携強
化(学園都市化構想連携協
力推進事業)
- 等

多様化する保育ニーズに 応えるための取り組み

- ・子育て支援に関する情報
発信の強化
 - ・病児・病後児保育事業の
実施
 - ・ファミリー・サポート・セン
ター事業の推進
- 等

放課後の子どもの健全な 育成に向けた取り組み

- ・放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)の推進
 - ・放課後子ども教室の推進
 - ・総合型地域スポーツクラブ
活動の促進
- 等



◆ 2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

- ・妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- ・妊婦健康診査(妊婦一般健康診査事業)の実施
- ・乳幼児健康診査の実施 等

食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

- ・地場産品の活用と食育の推進
- ・妊婦・乳幼児への栄養指導の推進
- ・アレルギーがある子どもに対する支援の充実 等

子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問事業(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施
- ・発達相談事業の充実
- ・ブックスタート事業の実施 等

子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

- ・遊びやスポーツ活動機会の充実
- ・さまざまな遊びや体験活動の推進
- ・総合型地域スポーツクラブ活動の促進 等

◆ 3 すべての子どもと家庭への支援

子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

- ・利用者支援事業の推進
- ・主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進
- ・養育支援訪問事業の推進

等

ひとり親家庭をサポートするための取り組み

- ・ひとり親家庭への生活支援の推進
- ・児童扶養手当の支給
- ・自立支援給付事業の推進

等

子どもへの虐待を防止するための取り組み

- ・要保護児童対策地域協議会の事業の推進
- ・女性子ども支援事業の推進
- ・児童虐待防止に向けた周知啓発

等

きめ細やかな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

- ・特別児童扶養手当の支給
- ・障害児福祉手当の支給
- ・特別支援教育・保育事業の推進

等

◆ 4 まちぐるみの子育て支援

鳴門の力を活かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

- ・鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化
- ・異年齢・多世代交流の推進 等

子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

- ・事業主への啓発
- ・男性の育児参加の支援 等

◆ 5 安全・安心な子育て環境づくり

親子にやさしい環境を整えるための取り組み

- ・公共の場所等における子育て世帯に優しい施設の整備
- ・防犯灯・街路灯等の整備 等

子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

- ・避難訓練の実施
- ・地域ぐるみの防犯活動の推進 等



5 計画を推進するために

◆ 計画の推進に向けて

■ 市民や関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、事業者、学校、関係機関・団体、行政等、それぞれが自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら進めます。

■ 地域の人材確保と連携

幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員だけでなく、子育て世代のOBやボランティアなど、幅広い人材が参画しやすい環境を整え、人材の確保と連携を図ります。

■ 国や県との連携、広域的な調整

国や県、周辺市町村などとの連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。



◆家庭、地域、事業者の役割

まちぐるみで子育てを進めていくために、家庭や地域、事業者の方々の基本的な役割についても、一緒に呼びかけていきます。



基本的な生活習慣を定着させましょう

家庭において

- ◆早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- ◆規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- ◆テレビやビデオを見るのを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

子どもの自立心や探究心を育てましょう

家庭において

- ◆子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- ◆子どもの興味や関心を大切に、意欲を育てていきましょう。
- ◆子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

家庭において

- ◆間違っことをした場合には、何が間違っていたのか、しっかりと伝えましょう。
- ◆家庭や社会のルールについて、子どもと話し合しましょう。
- ◆自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

家庭を大切にし、協力して子育てをしましょう

家庭において

- ◆ 家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- ◆ 家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。
- ◆ 父親は子育てを母親に任せきりにせず、積極的に子育てに参加しましょう。

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

家庭において

- ◆ 乳幼児期は、親子のふれあいを大切に、親子の絆を育むように努めましょう。
- ◆ 幼児期は、探究心や好奇心、意欲を向上させて自分の力で挑戦させましょう。

子育てを前向きにとらえましょう

家庭において

- ◆ 地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作りましょう。
- ◆ 子育てに関する情報を、積極的に集め、仲間に広めましょう。
- ◆ 子育てに悩んだら、周りの人や専門機関などに相談しましょう。
- ◆ ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをして、新たな気持ちで子育てに向き合しましょう。

子どもをあたたかく見守りましょう

地域において

- ◆ 他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- ◆ 子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- ◆ 地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

子どもの居場所をつくりましょう

地域において

- ◆ 乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- ◆ 子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。

地域で人のつながりを深めましょう

地域において

- ◆ 地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- ◆ 近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。

子育てしやすい職場環境をつくりましょう

事業者において

- ◆ 事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- ◆ 子どもが病気の時や、参観日等に従業員が休暇を取りやすい職場環境をつくりましょう。
- ◆ 週1日、ノー残業デーを設け、定時帰宅できる雰囲気をつくりましょう。

地域とのかかわりを深めましょう

事業者において

- ◆ 地域の子どもに関心を持ちましょう。
- ◆ 地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- ◆ 安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。